

○長野県警察職員等の旅費又は費用弁償に関する訓令

令和8年3月16日
県警察本部訓令第6号

長野県警察職員等の旅費又は費用弁償に関する訓令を次のように定める。

長野県警察職員等の旅費又は費用弁償に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 国費旅行（第2条―第6条）
- 第3章 県費旅行（第7条―第11条）
- 第4章 補則（第12条）

附則

第1章 総則

（総則）

第1条 国庫が支弁する旅費（第4条及び第6条において「国費旅費」という。）の取扱いに関しては、警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。第3条及び第4条において「府令」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

2 県が支弁する旅費（以下「県費旅費」という。）の取扱いに関しては、一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和29年長野県条例第45号。以下「条例」という。）及び県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和33年長野県規則第60号。第10条及び第11条において「費用弁償規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 国費旅行

（職務の級）

第2条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項各号に規定する俸給表の適用を受けない者の職務の級は、別表第1に定めるところによる。

（旅行命令の権限の委任）

第3条 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第4条第1項の規定により発する旅行命令の権限は、府令第4条第2項の規定により別表第2の旅行命令権者の欄に掲げる職にある警察職員に委任し、同表の旅行者の欄に掲げる警察職員に対する旅行命令を行わせるものとする。

（旅行命令権者の職務代理）

第4条 府令第4条第4項の規定により国費旅行（国費旅費の支給対象となる旅行をいう。第6条第1項において同じ。）に係る旅行命令権者の職務を代理する者は、次の各号に掲げる旅行命令権者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 警察本部の所属長及び警察学校長 当該所属の次長、副隊長又は副校長
- 警察本部の次長及び副隊長並びに副校長 当該所属の所属長又は警察学校長
- 警察署長 当該警察署の副署長又は次長
- 副署長及び警察署の次長 当該警察署の警察署長

（代理者の指定の通知）

第5条 旅行命令権者は、前条の規定により代理者を指定した場合は、別記様式により警務部会計課長を経由して官署支出官（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第40条第1項の規定により歳出金の支出に関する事務を委任された警察本部長をいう。）に通知しなければならない。

（振込先金融機関等の申請）

第6条 新たに採用された警察職員は、国費旅費の振込先とする金融機関等を別に定める方法により申請しなければならない。ただし、国費旅行の見込みがない者については、この限りでない。

2 警察職員は、改姓等によって前項の申請内容に変更が生じた場合は、改めて申請しなければならない。

第3章 県費旅行

（旅行命令の権限の委任）

第7条 条例第4条第1項の規定により発する旅行命令の権限は、別表第3の旅行命令権者の欄に掲げる職

にある警察職員に委任し、同表の旅行者の欄に掲げる警察職員及び会計年度任用職員に対する旅行命令を行わせるものとする。

(旅行命令権者の職務代理)

第8条 県費旅行(県費旅費の支給対象となる旅行をいう。第11条において同じ。)に係る旅行命令権者が事故のためその職務を行うことができない場合における代理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中「府令第4条第4項の規定により国費旅行(国費旅費の支給対象となる旅行をいう。第6条第1項において同じ。)」とあるのは、「県費旅行」と読み替えるものとする。

(旅行命令等の提示)

第9条 旅行者が総務事務システム又は勤務管理システムにより旅行を申請し、旅行命令権者が当該申請の決裁を行った場合は、旅行命令等の提示(一般職の職員の旅費に関する規則(昭和30年長野県人事委員会規則第1号)第4条第1項の規定による旅行命令等の提示をいう。以下同じ。)が行われたとみなすことができるものとする。

2 警察署と交番の往復等の定例的な旅行は、所属長が勤務計画を策定し旅行者に示すことで、旅行命令等の提示が行われたとみなすことができるものとする。

3 県費旅費の支給がないことが旅行命令時に明らかである場合の旅行命令は口頭によることとし、旅行命令等の提示は省略することができるものとする。ただし、旅行命令後に県費旅費の支給が必要であることが判明した場合は、速やかに旅行命令等の提示を行わなければならない。

(振込先金融機関等の申請)

第10条 新たに採用された警察職員及び会計年度任用職員は、県費旅費の振込先とする金融機関等を別に定める方法により申請しなければならない。ただし、県費旅行の見込みがない者については、この限りでない。

2 警察職員及び会計年度任用職員は、改姓等によって前項の申請内容に変更が生じた場合は、改めて申請しなければならない。

3 費用弁償規則第2条第2項の規定により費用弁償を支給する場合は、旅行者から別に定める銀行振込申請書の提出を受けるものとする。

(被疑者の護送費用)

第11条 犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)第17条の規定による被疑者の護送費用のうち、護送員の旅費の基準は、費用弁償規則の例によるものとする。

第4章 補則

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表・様式 (略)